

第107回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2024年6月21日（金曜日）
午前10時

開催場所 群馬県高崎市宿大類町700番地
当社 大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役執行役員（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

●株主総会終了後、株主懇談会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようご案内申し上げます。

●今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、事前にご確認をお願い申し上げます。

<https://www.gunei-chemical.co.jp/>



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/4229/>





代表取締役 社長執行役員 有田喜一郎

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに第107回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループでは長期ビジョン（ありたい姿）として「合成・糖化技術の開発・再構築によってグローバルにソリューションを提供し、社会の持続的成長に貢献できる“Green・Chemical・Industry(GCI)”となる」を掲げ、その達成のためにGCIグループ中期経営方針2024（2022～2024年度）にて以下4つの「目指す方向性」を掲げ取り組みを進めています。

- ・電子材料分野を中心とする「①高純度・先端材料」
- ・Green分野としての成長を見据える
「②環境対応ケミカル」「③高機能糖ケミカル」
- ・経済的価値・社会的価値向上のための「④経営基盤強化」

4つの「目指す方向性」への積極的な資源投入により事業ポートフォリオ及び利益構造変革を着実に推進し、サステナブルな社会に貢献することにより企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社は・理念

■ 社は

節約・勤勉・合理主義

無駄を省き、理にかなった行動で、仕事をやりぬく

■ 理念

化学の知識とアイデアでソリューションを提供し、
より豊かな未来社会創りに貢献する

(証券コード 4229)
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

株 主 各 位

群馬県高崎市宿大類町700番地

群栄化学工業株式会社

代表取締役 社長執行役員 有田 喜一郎

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第107回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.gunei-chemical.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「群栄化学工業」又は証券「コード」に「4229」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご
確認くださいようお願い申し上げます。

「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/4229/>



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご高覧のうえ、2024年6月20日（木）午後5時15分までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使】

4頁に記載の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所	群馬県高崎市宿大類町700番地 当社 大会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項	
報告事項	(1) 第107期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第107期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役執行役員（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎本総会ご出席の節は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時15分到着分まで

2. インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時15分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」
「仮パスワード」のが不要になりました！

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です。）
また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時

場所 群馬県高崎市宿大類町700番地

当社 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

インターネット等による議決権行使について

スマートフォンの場合

1 スマートフォンへアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。

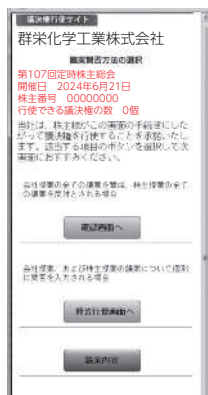


スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

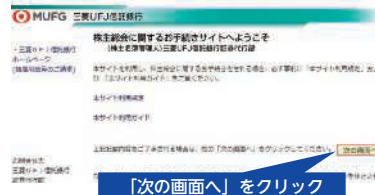


機関投資家の皆様へ

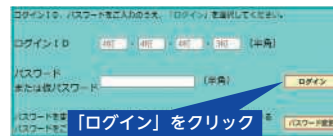
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ログインID・パスワード入力による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

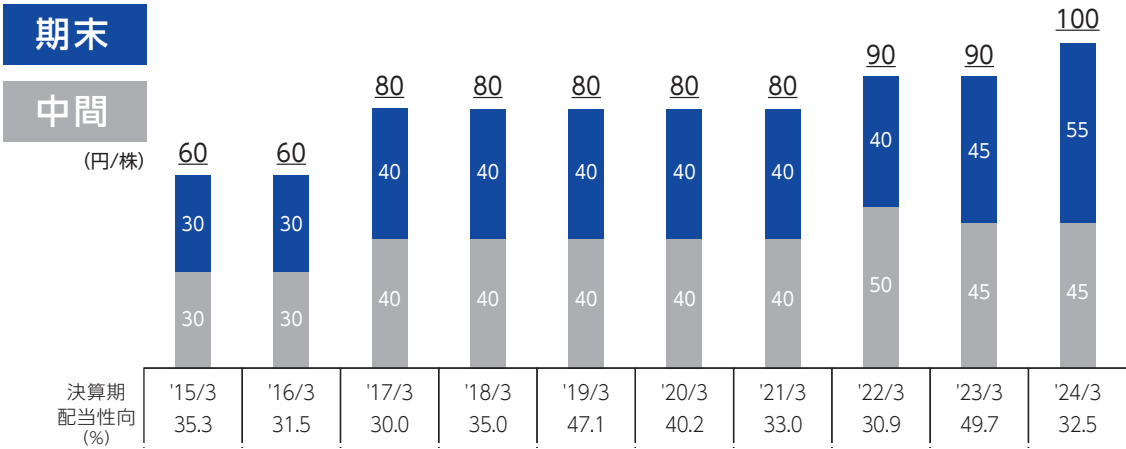
当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付けております。財務体質を強化しつつ、事業の成長を図り、業績に裏付けされた成果の配分を株主の皆様に行うことを基本方針とし、1株当たりの配当の向上に努め、安定的に配当を行っております。

第107期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 ▶ 金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 ▶ 当社普通株式1株につき 金 55円 ▶ 総額 364,617,110円 (ご参考) 中間配当として1株につき金45円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき金100円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日 ▶ 2024年6月24日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるとともに経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条（条文省略）	第1条～第18条（現行通り）
（総会の議事録）	（総会の議事録）
第19条 株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本（その作成に代わり電磁的記録が作成された場合における電磁的記録を含む）を5年間支店に備え置く。	第19条 株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本（その作成に代わり電磁的記録が作成された場合における電磁的記録を含む。）を5年間支店に備え置く。

現 行 定 款	変 更 案
第20条 (条文省略) (取締役の員数) 第21条 当会社の取締役は<u>10</u>名以内とする。 (新設) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。 (新設)	第20条 (現行通り) (取締役の員数) 第21条 当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は<u>8</u>名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u> (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠によって選任された監査等委員の任期は、退任者の残任期間と同一とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役選任の決議) 第23条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。	(取締役選任の決議) 第23条 取締役は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。
(代表取締役および役付取締役) 第24条 会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって選定する。 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会はその決議をもって、取締役中より会長1名、社長1名、および副社長、専務取締役、常務取締役をそれぞれ若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第24条 会社を代表すべき取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中より</u>取締役会の決議によって選定する。 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会はその決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中より</u>会長1名、社長1名、および副社長、専務、常務をそれぞれ若干名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
第25条（条文省略） （取締役会の招集通知） 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第25条（現行通り） （取締役会の招集通知） 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<u>取締役</u>の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第27条（条文省略） （取締役会の決議の省略） 第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りではない。</u>	第27条（現行通り） （取締役会の決議の省略） 第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第29条 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、取締役会議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から10年間本店に備え置く。	(取締役会の議事録) 第30条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、取締役会議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から10年間本店に備え置く。
(取締役との責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第31条 当社は監査役および監査役会を置く。 (監査役の数) 第32条 当社の監査役は5名以内とする。	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当社は監査等委員会を置く。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。補欠によって選任された監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。</u>	(削除)
(監査役選任の決議) 第34条 <u>監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u>	(削除)
(常勤監査役) 第35条 <u>監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(常勤監査等委員) 第33条 <u>監査等委員会は監査等委員の中からより常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(<u>監査役会</u>の招集通知) 第36条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日より1週間前に、各監査役に発する。ただし、<u>監査役全員の同意</u>があるときは、この限りでない。	(<u>監査等委員会</u>の招集通知) 第34条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<u>監査等委員の全員の同意</u>があるときは<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催</u>することができる。
(<u>監査役会</u>の決議) 第37条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって決する。	(<u>監査等委員会</u>の決議) 第35条 <u>監査等委員会</u>の決議は<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって決する。
(<u>監査役会</u>の議事録) 第38条 <u>監査役会</u>の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、監査役会議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>	(<u>監査等委員会</u>の議事録) 第36条 <u>監査等委員会</u>の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、監査等委員会議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役との責任限定契約) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第40条～第46条（条文省略） （新設）	（削除） 第37条～第43条（現行通り） 附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第107回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、定款変更の効力発生の時をもって、取締役有田喜一、有田喜一郎、丸山克浩、大村康二、平澤洋一の各氏は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	属性	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	ありた よしかず 有田 喜一	再任	代表取締役会長	10回／11回 (91%)
2	ありた きいちろう 有田 喜一郎	再任	代表取締役 社長執行役員	11回／11回 (100%)
3	まるやま かつひろ 丸山 克浩	再任	取締役 執行役員	11回／11回 (100%)
4	おおむら やすじ 大村 康二	再任 社外 独立役員	取締役	11回／11回 (100%)



候補者番号

1

あ り た

有田

よしかず

喜一

(1943年 2月23日生)

再任

所有する当社株式数

101,283株

取締役会出席回数

10回／11回(91%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 4 月 当社入社
1974年12月 取締役 滋賀工場建設部長
1977年11月 常務取締役
1981年 7 月 代表取締役副社長
1988年 7 月 代表取締役社長
2012年 7 月 代表取締役社長 開発本部管掌
2013年 6 月 代表取締役社長 開発本部・管理本部管掌
2015年 7 月 代表取締役社長 G C I プラザ管掌
2016年 6 月 代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割

経営者としての豊富な経験、化学に対する造詣の深さ、業界における諸活動から得た知見を併せ持ち、的確な意思決定の実施とリーダーシップを発揮してきた実績から、引き続き経営全般の統括が期待できるためであります。



候補者番号

2

ありた きいちろう

有田 喜一郎

(1971年3月11日生)

再任

所有する当社株式数

80,178株

取締役会出席回数

11回／11回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月 当社入社
 2004年 6 月 取締役 管理本部長
 2006年 5 月 取締役 営業部門副管掌
 2008年 6 月 常務取締役 営業部門副管掌
 同 年 7 月 常務取締役 西日本地区管掌
 2011年 4 月 常務取締役 管理本部管掌
 同 年 6 月 取締役副社長 事業開発本部・製造本部・管理本部統括兼管理本部管掌
 2012年 7 月 取締役副社長 社長補佐、経営企画室・監査室管掌
 2013年10月 代表取締役副社長 社長補佐、経営企画室・監査室管掌
 2016年 6 月 代表取締役社長 管理本部・経営企画室・監査室・品質保証チーム管掌
 2018年 4 月 代表取締役社長 管理本部・監査室・品質保証チーム管掌
 同 年 6 月 代表取締役 社長執行役員
 経営全般・監査室・品質保証チーム管掌(現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割

多岐にわたる部門の責任者を歴任した豊富な経験と経営についての見識を併せ持ち、迅速・果断な意思決定をもって対処すべき課題に取り組んでいることから、引き続き当社グループの持続的成長への貢献が期待できるためであります。



候補者番号

3

まるやま

丸山

かつひろ

克浩

(1969年10月4日生)

再任

所有する当社株式数

1,633株

取締役会出席回数

11回／11回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 当社入社
2009年 4 月 電子材料ユニット長
2015年 2 月 海外開発室主査
Thai GCI Resitop Company Limited 取締役社長
2017年 7 月 海外開発室主管
Thai GCI Resitop Company Limited 取締役社長
2018年 6 月 執行役員製造本部主管
Thai GCI Resitop Company Limited 取締役社長
2021年 6 月 執行役員管理本部主管
同 年 同 月 取締役 執行役員管理本部長
同 年 7 月 取締役 執行役員コーポレート本部長（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

開発部で責任者等の経験を経て、当社子会社（Thai GCI Resitop Company Limited）の取締役社長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社の国内外での事業に精通しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できるためであります。



候補者番号

4

おおむら

大村

やすじ

康二

(1954年2月14日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社株式数

1,000株

社外取締役在任期間

3年

取締役会出席回数

11回／11回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 三井石油化学工業株式会社
(現三井化学株式会社) 入社

2005年 6月 同社執行役員 基礎化学品企画管理部長、原料購買部長

2009年 6月 同社常務取締役 経営企画部長、中国総代表

2011年 6月 同社専務取締役 経営企画/ニュービジネス推進/
レスポンシブル・ケア担当、内部統制室長

2013年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
生産・技術本部長、SCM/購買/物流/内部統制担当

2016年 6月 同社副社長執行役員 基盤素材事業本部長

2018年 4月 同社社長特別補佐 基盤素材事業本部管掌
ベトナム・プロジェクト担当

2019年 4月 同社特別参与

2020年 6月 オイレス工業株式会社社外取締役 (現任)

2021年 6月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

化学メーカーでの豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 所有する当社株式数は、役員持株会の持分を含めたものであります (1株未満切り捨て)。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 大村康二氏は社外取締役候補者であります。
 なお、本議案が承認可決された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
 4. 大村康二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
 5. 大村康二氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者である三井化学株式会社の業務執行者であったことがありますが、既に同社を退職しており、同社の意思に影響される立場にはないため、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
 6. 本議案が承認可決された場合、当社は、大村康二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	属性	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	かさハラ いさお 笠原 勲	新任	監査役	8回／8回 (100%)
2	ひらさわ よういち 平澤 洋一	新任 社外 独立役員	取締役	11回／11回 (100%)
3	すずき ひろこ 鈴木 宏子	新任 社外 独立役員	—	—



候補者番号

1

かさはら

笠原

いさお

勲

(1963年 3月17日生)

新任

所有する当社株式数

235株

取締役会出席回数

8回／8回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 3 月 当社入社

2016年 4 月 経営企画室長

2018年 6 月 監査室長

2023年 6 月 当社監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割

経営企画部門での経験を経て、当社グループ業務全般に精通し、監査部門の責任者として監査業務に携わるなど、内部監査及び内部統制の見識を有しており、また、当社監査役としての経験をもとに取締役の業務執行状況の監査等、経営監視への貢献が期待できるためであります。



候補者番号

2

ひらさわ

平澤

よういち

洋一

(1955年2月4日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社株式数

670株

社外取締役在任期間

3年

取締役会出席回数

11回／11回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4 月 株式会社群馬銀行入行
 2011年 6 月 同行執行役員 コンプライアンス部長
 2012年 6 月 同行執行役員 東京支店長
 2013年 7 月 同行執行役員 監査部長
 2014年 6 月 同行取締役 審査部長
 2016年 6 月 同行常務取締役
 2019年 6 月 同行顧問
 同 年 同 月 群馬信用保証株式会社 代表取締役社長
 2021年 6 月 当社取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融業界での豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、当社の経営監督及び監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化に尽力いただくことを期待しております。



候補者番号

3

すず き
鈴木ひろ こ
宏子

(1959年11月12日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 9 月 米国監査法人Ernst & Whinney Los Angeles事務所入社
 1985年 4 月 共和産業株式会社入社
 1987年 2 月 同社財務部長
 1994年12月 同社取締役財務部長
 1995年12月 同社取締役副社長
 2001年 9 月 同社代表取締役社長（現任）
 2016年 6 月 Kyowa Industrial U.S.A. Inc.取締役（現任）
 2021年 7 月 Kyowa Eidemiller Precision Machining, Inc.取締役（現任）
 2022年 3 月 共和・石河キャスティング株式会社取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

製造業での豊富な経験と経営者としての幅広い見識とともに、海外での監査法人勤務経験による会計に関する専門的な知見をもとに、当社の経営監督及び監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化に尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1. 所有する当社株式数は、役員持株会の持分を含めたものであります（1株未満切り捨て）。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 平澤洋一及び鈴木宏子の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
 なお、本議案が承認可決された場合、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
 4. 平澤洋一氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
 5. 本議案が承認可決された場合、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



おおむら やすじ
大村 康二 (1954年2月14日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式数

1,000株

1979年4月 三井石油化学工業株式会社
(現三井化学株式会社) 入社
2005年6月 同社執行役員 基礎化学品企画管理部長、原料購買部長
2009年6月 同社常務取締役 経営企画部長、中国総代表
2011年6月 同社専務取締役 経営企画/ニュービジネス推進/
レスポンシブル・ケア担当、内部統制室長
2013年4月 同社代表取締役副社長執行役員
生産・技術本部長、SCM/購買/物流/内部統制担当
2016年6月 同社副社長執行役員 基盤素材事業本部長
2018年4月 同社社長特別補佐 基盤素材事業本部管掌
ベトナム・プロジェクト担当
2019年4月 同社特別参与
2020年6月 オイレス工業株式会社社外取締役 (現任)
2021年6月 当社取締役 (現任)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

化学メーカーでの豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、また、当社取締役としての経験を踏まえ、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社の経営監督及び監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化に尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1. 大村康二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大村康二氏は、第3号議案が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合、当該取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 大村康二氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、本議案が承認可決され、その後大村康二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 大村康二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
5. 大村康二氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者である三井化学株式会社の業務執行者であったことがあります。既に同社を退職しており、同社の意思に影響される立場にはないため、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
6. 本議案が承認可決され、その後大村康二氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決され、その後大村康二氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 第3号議案及び第4号議案が承認された後の取締役のスキル・マトリックス

氏名	属性	経営経験	業界知識	グローバル 経験	モノづくり (製造・R&D)	財務・会計	リスク・ コンプライアンス
有田 喜一		●	●	●	●	●	●
有田 喜一郎		●	●	●		●	●
丸山 克浩		●	●	●	●		●
大村 康二	社外 独立	●	●	●	●		●
笠原 勲 (監査等委員)		●					●
平澤 洋一 (監査等委員)	社外 独立	●				●	●
鈴木 宏子 (監査等委員)	社外 独立	●		●		●	●

(注) 上記一覧表は、取締役候補者の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月28日開催の第99回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役3千万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額3億円以内（うち社外取締役3千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定しており、また、当社の指名・報酬諮問会議からも当該方針に沿うもので妥当との意見を得ていることから、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額36百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第8号議案

取締役執行役員（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2023年6月23日開催の第106回定時株主総会において、取締役執行役員に対する譲渡制限付株式報酬を「年額3千万円以内かつ年12,000株以内」としてご承認いただいております。

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらためて取締役執行役員（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬を「年額3千万円以内かつ年12,000株以内」とさせていただきたいと存じます。この報酬額は、従来どおり、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」でご承認をお願いしている報酬額の範囲内で設定するものであります。

本議案は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、また、当社の指名・報酬諮問会議からも取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うもので妥当との意見を得ていることから、相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は2名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

【本制度の概要】

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額3千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問会議の審議を経て取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染対策の緩和で回復基調にあったものの、世界的な金融引き締めに伴う減速感の強まりや中国経済の低迷、長期化するウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ情勢の悪化に伴う地政学的リスクの高まり等予断を許さない状況となりました。

わが国経済におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、訪日外国人の増加や堅調な個人消費により緩やかな回復基調にあるものの、各国との金利政策の違い等による大幅な円安及び資源価格の高止まりによる消費者物価の上昇や外需下振れに伴う生産調整が続いている状況で推移しました。

先行きに関しましては、不安定な国際情勢や原材料・エネルギー価格の高騰、中国経済の停滞、為替変動等の影響が継続することが懸念されます。

このような状況のもと、当社グループの売上高は、前期比3.4%減少の30,310百万円となりました。利益面では、営業利益は前期比64.4%増加の2,729百万円、経常利益は前期比63.0%増加の3,162百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は食品事業製造設備の減損損失199百万円を特別損失に計上しましたが、前期比69.9%増加の2,040百万円となりました。

売上高

303 億10百万円

(前期比3.4%減) 

営業利益

27 億29百万円

(前期比64.4%増) 

経常利益

31 億62百万円

(前期比63.0%増) 

親会社株主
に帰属する
当期純利益

20 億40百万円

(前期比69.9%増) 

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

化学品事業

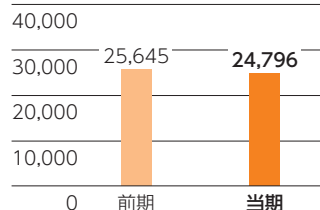
売上高

24,796百万円
(前期比3.3%減)

化学品事業においては、前年度と比較し、環境関連向け高機能繊維は溶剤回収用途等が堅調に推移しました。自動車関連向け樹脂は需要の回復に伴い回復基調で推移したものの国内一部自動車メーカーの生産停止の影響を受けました。電子材料関連向け樹脂はスマートフォンなどのメモリ需要低迷により、工作機械向け樹脂は中国の景気低迷による影響を受けそれぞれ低調に推移しました。以上の結果、売上高は前期比3.3%減少の24,796百万円となりました。利益面では、電子材料向け樹脂が低迷したものの原材料価格等高騰分の価格是正と経費等削減によりセグメント利益（営業利益）は前期比48.8%増加の2,563百万円となりました。

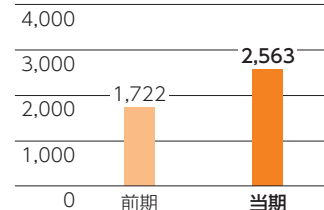
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



食品事業

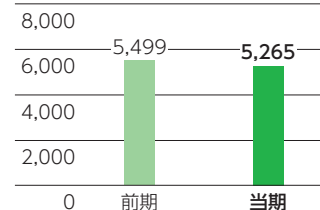
売上高

5,265百万円
(前期比4.2%減)

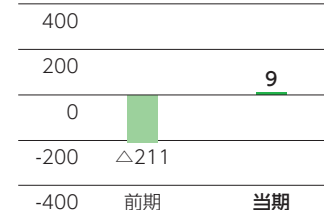
食品事業においては、行動制限の緩和による経済活動の活発化の影響により外食産業をはじめとする業務用需要やインバウンド需要により回復傾向となりましたが、商品構成を見直したことにより販売数量が減少し、売上高は前期比4.2%減少の5,265百万円となりました。利益面は、原材料価格等高騰分の価格是正を行った結果、前年に比べ220百万円改善し9百万円のセグメント利益（営業利益）となりました。

売上高

(単位：百万円)



営業利益又は営業損失(△) (単位：百万円)



不動産活用業

不動産活用業においては、ほぼ前年並みで推移した結果、売上高は前期比0.6%増加の247百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比5.2%増加の156百万円となりました。

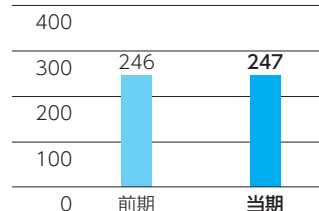
売上高

247百万円

(前期比0.6%増)

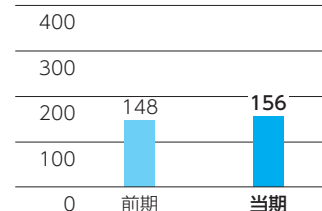
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



2. 対処すべき課題

当社グループは、2023年度におきまして収益性改善活動が効果を表し対前年度比大幅増益となりました。一方、2024年度は電子材料分野等に関する戦略投資の減価償却費や経費の増加により、中期経営方針最終年度の財務目標達成に至らぬ単年度事業計画となりました。目標達成に至らない主要因は、半導体市況の低迷、自動車や住宅向け工業材料分野の低迷によるものでありますが、中期経営方針で掲げる目指すべき方向性の実現に向け下記のとおり取り組み、外部事業環境の変化に大きく左右されない事業構造改革を推進してまいります。

GCIグループ中期経営方針 2024

▶長期ビジョン (ありたい姿)

合成・糖化技術の開発・再構築によりグローバルにソリューションを提供し、社会の持続的成長に貢献できる **“Green・Chemical・Industry (GCI)”** となる

▶基本方針

1. 新規事業創出のための基盤作り
2. サステナビリティを巡る課題への取り組み
3. 経営基盤の強化
4. 生産性向上、収益力強化

▶4つの目指す 方向性

① 高純度・先端材料

② 環境対応ケミカル

③ 高機能糖ケミカル

④ 経営基盤強化

電材分野

Green分野

電子材料分野を中心とする「高純度・先端材料」

半導体・電子材料産業は、デジタル化・生成AIの進展などを背景に、国内外を問わず今後も力強く成長を続けることが見込まれております。

フォトレジスト原料として大きな市場シェアをもつ当社電子材料事業においては、さらなる需要拡大に対応するための増産設備が2024年度稼働予定であり、引き続き戦略的な設備投資を継続してまいります。高品質・低メタル化・環境対応・省人化をコンセプトに最先端分野を中心とした新製品開発や、さらなる設備投資に取り組むことにより持続的成長と社会貢献を両立してまいります。

Green分野としての成長を見据える「環境対応ケミカル」・「高機能糖ケミカル」

当社が世界で唯一商業生産を行うフェノール樹脂繊維「カインール」は、その活性炭の優れた吸脱着性能から各種溶剤のリサイクル用途で大きく需要を伸ばしており、2022年度に続き、2025年度稼働に向けた増産工事が進行中であります。旺盛な需要拡大へ対応するための設備投資を進め、地球環境保護などの課題解決に貢献してまいります。

高機能糖ケミカル分野に関しましては、「糖」×「化学品」の融合による独自製品開発のためのリソースを強化しながら穀物糖化液や糖を原料とする化粧品原料等のマーケティング活動を実施しており、引き続き持続可能な社会の実現に向け当分野の事業化を目指すとともに、厳しい事業環境が続く糖化製品事業の再構築を断行してまいります。

経済的価値・社会的価値向上のための「経営基盤強化」

当社グループは2030年度CO₂排出量30%削減を目標に掲げております。グループ全体での無駄や廃棄物の削減、再生可能エネルギー電力の順次導入などにより、現状においては計画通りの実績を上げており、引き続き目標達成に向け取り組みを強化してまいります。

また、海外拠点であるインド子会社におきましては、製品品質が顧客に高く評価され、生産能力倍増への投資を実施しており、さらなる拡大を目指してまいります。

一方、縮小する国内市場及び成熟段階にあるタイ市場への対応を課題と捉え、地域毎に異なるニーズに応えるためのマーケティング活動を拡大し、グループ全体で経営基盤を強化してまいります。

様々な社会環境の変化を新たな事業機会と前向きに捉え、目指す方向性への積極的な資源投入により事業ポートフォリオ及び利益構造変革を着実に推進し、サステナブルな社会に貢献することにより企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は3,198百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要な設備

当社

高機能繊維製造設備の増強（群馬工場）

(2) 当連結会計年度において継続中の主要な設備

当社

合成樹脂製造設備の増強（群馬工場）

(3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当する事項はありません。

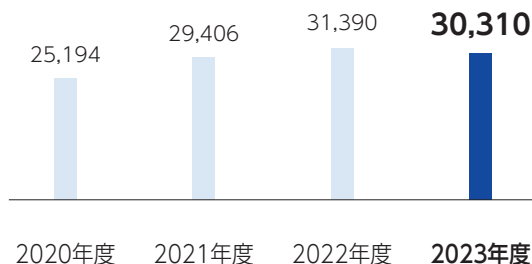
4. 財産及び損益の状況

区 分	第104期 2020年度	第105期 2021年度	第106期 2022年度	第107期 2023年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	25,194	29,406	31,390	30,310
経常利益(百万円)	2,451	2,815	1,939	3,162
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,607	1,929	1,201	2,040
1株当たり当期純利益(円)	242.06	291.13	181.26	307.83
純資産(百万円)	43,750	44,899	46,107	50,281
1株当たり純資産(円)	6,367.01	6,550.74	6,723.36	7,320.51
総資産(百万円)	51,984	54,680	54,600	61,010

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

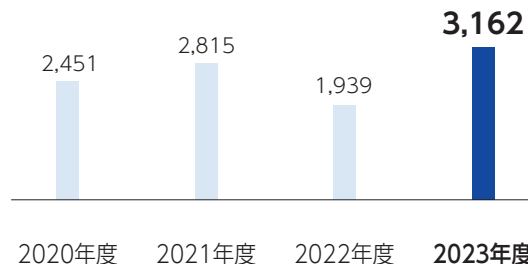
■ 売上高

(単位：百万円)



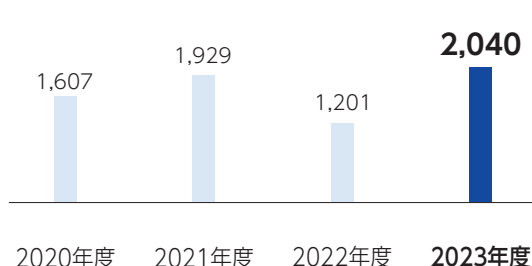
■ 経常利益

(単位：百万円)



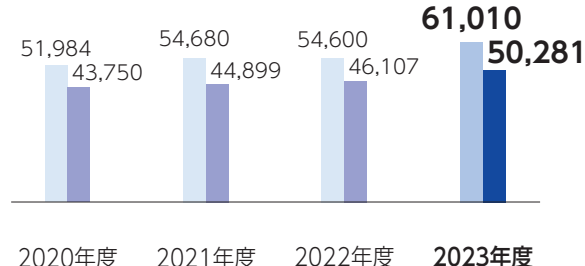
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



■ 総資産／純資産

(単位：百万円)



5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
Thai GCI Resitop Company Limited	288百万バーツ	60.2%	化 学 品 事 業
India GCI Resitop Private Limited	550百万 インドルピー	74.2%	化 学 品 事 業
東北ユーロイド工業株式会社	80百万円	100.0%	化 学 品 事 業
American GCI Resitop, Inc.	2百万米ドル	100.0%	化 学 品 事 業

(注) 上記重要な子会社4社を含め連結子会社は5社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

6. 主要な事業内容

事 業 名	主 要 製 品
化 学 品 事 業	工業用フェノール樹脂（レヂトップ） 特殊フェノール樹脂（ミレックス） 鋳物用粘結剤（ α system・ β system・NFURAN） 電子材料用樹脂 高機能繊維（カイノール） 真球状樹脂 ビスフェノールF
食 品 事 業	異性化糖（スリーシュガー） ブドウ糖（コーソグル群栄） 水あめ（マルトフレッシュ） オリゴ糖（グンエイオリゴ） ピュアトース 穀物糖化液 化粧品原料
不 動 産 活 用 業	所有する不動産の賃貸

7. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
化 学 品 事 業	502名	20名増
食 品 事 業	41名	3名減
合 計	543名	17名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

8. 主要な営業所及び工場

【当社】

名 称	所 在 地
本 社	群馬県高崎市宿大類町700番地
群 馬 工 場	群馬県高崎市
滋 賀 工 場	滋賀県湖南市
高 崎 支 店	群馬県高崎市
東 京 支 店	東京都中央区
大 阪 支 店	大阪府大阪市

【連結子会社】

(国内)

社 名	所 在 地
東 北 ユ ー ロ イ ド 工 業 株 式 会 社	岩手県北上市
株 式 会 社 ビ ッ グ ト レ ー デ ィ ン グ	群馬県高崎市

(海外)

社 名	所 在 地
Thai GCI Resitop Company Limited	タイ王国ラヨン県マプタプット市
India GCI Resitop Private Limited	インド共和国タミルナドゥ州ティルバルール郡
American GCI Resitop, Inc.	アメリカ合衆国イリノイ州シャンバーグ市

【ご参考】



Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

2. 発行済株式の総数

(自己株式 2,368,906 株を含む)

3. 当期末株主数

4. 大株主

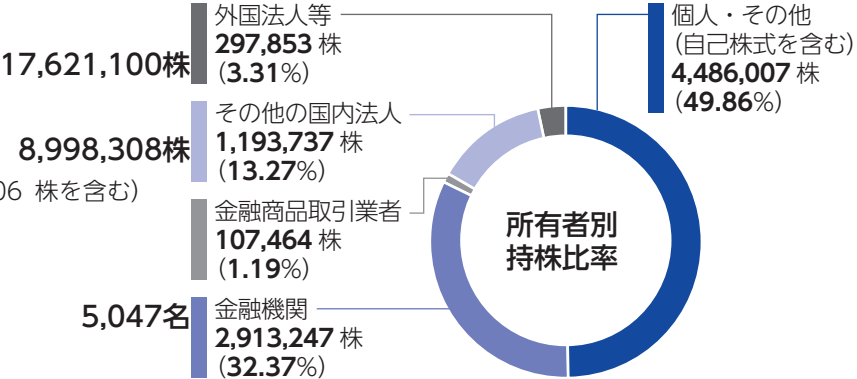
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	578,500株	8.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	523,400	7.90
群 栄 化 学 取 引 先 持 株 会	517,442	7.81
光 通 信 株 式 会 社	322,700	4.87
株 式 会 社 群 馬 銀 行	304,512	4.59
株 式 会 社 横 浜 銀 行	245,853	3.71
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	232,700	3.51
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	180,100	2.72
東 京 応 化 工 業 株 式 会 社	168,330	2.54
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	160,537	2.42

(注) 1. 当社は、自己株式 (2,368,906株) を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数 (6,629,402株) を基準に算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,915株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容については、41頁をご覧ください。



Ⅲ．会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	有 田 喜 一	経営全般
代表取締役 社長執行役員	有 田 喜一郎	経営全般・監査室・品質保証チーム管掌
取締役 執行役員	丸 山 克 浩	コーポレート本部長
取 締 役	大 村 康 二	オイレス工業株式会社 社外取締役
取 締 役	平 澤 洋 一	
常 勤 監 査 役	笠 原 勲	
監 査 役	二 宮 茂 明	株式会社U E X 社外監査役 フロンティア・マネジメント株式会社 常勤顧問
監 査 役	大 西 勉	前橋地方裁判所 司法委員 しのめ信用金庫 非常勤監査役 株式会社上武設計事務所 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役大村康二及び平澤洋一の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役二宮茂明及び大西勉の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役二宮茂明氏は、関東財務局長をはじめ官民の要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大西勉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役大村康二、平澤洋一及び監査役二宮茂明、大西勉の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 退任
2023年6月23日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、瀧井康雄氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
- (2) 新任
2023年6月23日開催の第106回定時株主総会において、新たに笠原勲氏が監査役に選任され、就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は当社が全額負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、独立社外取締役を議長とする指名・報酬諮問会議の審議を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

① 決定方針の内容の概要

取締役（社外取締役除く）の報酬等は、役職に応じて設定されている固定報酬（月額報酬）と業績の達成度に応じて毎年一定の時期に支給している業績連動報酬（役員賞与）、中長期的なインセンティブ報酬として非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬（取締役執行役員のみ）から構成され、指名・報酬諮問会議の審議・提案を受け、総額及び配分を取締役会が決定することとしております（社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとしております）。なお、取締役の報酬等の一定額を役員持株会に拠出しております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

独立社外取締役を議長とする指名・報酬諮問会議で原案について決定方針との整合性を含めた自由闊達な意見交換を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第99回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役3千万円以内）と決議されております（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。なお、当該報酬枠内で、2023年6月23日開催の第106回定時株主総会において、取締役執行役員に対して譲渡制限付株式報酬の導入を決議し、年額3千万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役執行役員の員数は2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第99回定時株主総会において年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	215 (9)	135 (9)	75 (-)	5 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	26 (9)	26 (9)	- (-)	- (-)	4 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬として取締役（社外取締役除く）に対して役員賞与を支給しております。連結営業利益を業績指標として定め、その達成度を勘案して支給額を算定しております（標準的な業績の場合、固定報酬65%、業績連動報酬25%、譲渡制限付株式報酬10%となります）。当該業績指標を選定した理由は、当社グループとしての業績の向上及び企業価値増大への貢献を図る指標として最適であるとともに、客観的にも明確な指標であるため、業績連動報酬の透明性を高めることができるものと判断したためであります。なお、当連結会計年度の連結営業利益の実績は、「連結損益計算書」(53頁)に記載のとおり2,729百万円であります。
2. 監査役の報酬等は金銭とし、監査役会が作成した原案を指名・報酬諮問会議に諮り、その意見を参考にして、総額及び配分を監査役会が決定しております。また、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。なお、監査役の報酬等の一定額を役員持株会に拠出しております。
3. 期末現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。なお、上記の支給員数との相違は、2023年6月23日開催の第106回定時株主総会をもって退任された監査役1名が含まれていることによるものであります。また、報酬等の額には同定時株主総会をもって退任された監査役1名分が含まれております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ① 社外取締役大村康二氏の兼職先であるオイレス工業株式会社は当社の大株主であり、当社の製品を同社に販売していますが、当連結会計年度における取引高は僅少であり、独立性に影響を及ぼす恐れはありません。
- ② 社外監査役二宮茂明氏の兼職先である株式会社UEX及びフロンティア・マネジメント株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
- ③ 社外監査役大西勉氏の兼職先であるしのめ信用金庫及び株式会社上武設計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 と 役 割
取 締 役	大 村 康 二	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、化学メーカーでの豊富な経験と経営者としての幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬諮問会議の議長（5回中すべてに出席）も務め、客観的な立場から議事の運営を主導し、当社経営の監督機能の強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。
取 締 役	平 澤 洋 一	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、金融業界での豊富な経験と経営者としての幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬諮問会議の委員（5回中すべてに出席）も務め、客観的な立場から助言・提言を行うことにより、当社経営の監督機能の強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。
監 査 役	二 宮 茂 明	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に、また、監査役会11回のすべてに出席し、官民の要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的かつ専門の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の監査体制の強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。
監 査 役	大 西 勉	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また、監査役会11回のすべてに出席し、税理士等の豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的かつ専門の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の監査体制の強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	28百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。
4. 当社の重要な子会社である、Thai GCI Resitop Company Limited 及び India GCI Resitop Private Limited は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の独立性や監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

V. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

＜業務の適正を確保するための体制＞

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)取締役会は、取締役及び従業員等が法令・定款及び社内諸規程、規則を遵守した行動を取るための規範として、「G C I グループ基本理念」、「G C I グループのサステナビリティ」、「G C I グループC S R方針」、「G C I グループ行動基準」及び「コンプライアンス規程」を定める。
 - (2)取締役会は、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反の未然防止を図るため、役職員等へのコンプライアンス教育を行う。また、コンプライアンスに関する重要な問題が発生した場合は、取締役会、経営会議で審議しその取り組みを決定する。
 - (3)取締役会は、コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンスに関する内部通報制度を設け、社内における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
 - (4)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、断固とした態度で対応することを「G C I グループ行動基準」及び「反社会的勢力排除規程」に定める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役は、「定款」、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に則り、取締役会議事録を作成し出席者が押印した後、決議に関する資料とあわせて保存し閲覧可能な状態に維持するものとする。
 - (2)取締役会は、経営会議等の各会議体の事務局を通じて、経営の意思決定及び業務執行に係る記録を作成・保管し、「稟議規程」に基づき起案され決裁を受けた稟議書は、担当部署を通じて文書又は電磁的方法により保管する。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)取締役会は「リスク管理基本規程」に基づき、リスクの分類・評価を行い、平時の予防体制の整備に努める。
子会社の管掌取締役は、子会社におけるリスク管理の取り組み及び規程の整備等について、定期的に取締役会へ報告する。
 - (2)取締役会はリスクが現実化し、重大な損害の発生が予想される場合には、「危機管理規程」及びその下位規程である「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、事業継続の対策などの管理体制を整備し被害の最小化に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役会は「会社方針」を策定し、「会社方針」に基づく個々の重要な業務の執行状況につき、管掌取締役からの報告を受け、業務執行の進捗を管理する。
 - (2)経営会議は「経営会議規程」に則り開催し、その審議を経て、執行を決定するものとする。
 - (3)取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」、「稟議規程」及び「役職規程」に則り、責任者を明確にして業務を遂行する。
 - (4)取締役会は法令等の改正にあわせ、社内規程の体系的な整備を継続的に推進する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)取締役会は、子会社の自主運営を尊重するとともに、G C I グループの業務の適正と効率化を確保するため子会社管理を実施する。
 - (2)当社の取締役、監査役あるいは従業員を、「決裁権限規程」に則り、決裁手続きを経て、子会社の取締役あるいは監査役に選任あるいは兼任させるものとする。ただし、当社監査役は関係会社の取締役を兼任することはできない。
 - (3)当社及びその子会社から成る企業集団については、「関係会社管理規程」に則り、管掌部署であるコーポレート本部、製造本部及び営業・マーケティング本部の各本部長が管理の実務を担当し、定期的に取締役会に報告する体制を整備する。
 - (4)当社の監査室は、当社及びその子会社に対し定期的な内部監査を実施し、その監査結果を当社の代表取締役、監査役及び関係部署に報告し、業務の適正化に向けた提言を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）に関しては、「監査役会規則」に則り任命する。
 - (2) 監査役スタッフとしては、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。
 - (3) 監査役スタッフとしての人事考課は監査役が行い、人事異動、懲戒処分等を行う場合は監査役会の同意を得ることとする。
7. 当社及びその子会社の取締役、使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は「監査役監査基準」に則り、稟議書等重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役あるいは従業員等から説明を求めることができる。また、定期的に取り締役及び従業員の業務監査並びに子会社に対する監査を行い、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - (2) 取締役会は、常勤監査役もG C Iグループの内部通報の通報窓口とすることを「コンプライアンス規程」に定めており、当社及びその子会社の役職員は常勤監査役に通報することができる。
 - (3) 取締役会は、監査役監査の実効性確保のために必要な情報について、従業員が監査役に報告しなければならないことを「就業規則」に定めている。
 - (4) 当社及びその子会社の従業員等に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役の職務の遂行によって生じる費用等については、監査役会で承認された予算に基づき会社が負担するものとする。
 - (2) 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は「取締役会規程」に則り取締役会に出席し必要があると認めるときは意見を述べなければならない。また、その他経営会議等の重要な会議に出席し必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- (2) 監査役会は取締役社長等との会合を定期的に実施し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換し、取締役社長との相互認識を深める。
- (3) 監査役は会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を実施する。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が定める社内諸規程、規則の見直しを必要に応じて行い、最新版を常時可視的に確認できるよう社内LANに提示し、周知徹底を図っております。

また、当社はコンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を目的とし、取締役及び執行役員を中心に構成されたコンプライアンス委員会を定期的又は適宜開催し、コンプライアンスに関する課題について協議を行っております。

当該委員会は内部通報制度の運用状況を確認し、コンプライアンス違反疑義事象が発生した場合には、その調査等を行っております。

反社会的勢力への対応を定めた「GCⅠグループ行動基準」及び「反社会的勢力排除規程」についても定期的な見直しを行っており、警察等の各関係機関と連携をとっております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に則り、出席者が確認、押印後、決議に関する資料とあわせて取締役会事務局が保存し、常に閲覧可能な状態を維持しており、また、「稟議規程」に則り各部署から起案され決裁を受けた稟議書については、稟議書受付部署が文書又は電磁的方法により保管・管理を行っております。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの一元的管理、未然防止及び最小化を図ることを目的とし、取締役及び執行役員を中心に構成されたリスク管理委員会を定期的開催し、リスクに関する課題について協議を行っております。期初に各部門ごとに想定されるリスクの抽出及びその低減に取り組んでおり、進捗については定期的に管掌取締役へ報告され、年度まとめについては、担当取締役から翌年度の取締役会で報告を行っております。

子会社については、管掌部署と連携しリスク低減に取り組んでおります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は個々の重要な業務執行について、業務の効率性の観点から3ヶ月に1度以上、取締役からの報告に基づき進捗を管理し、会社方針に則って業務が執行されているか監督しており、経営会議で取締役会付議事項の事前協議、重要な投資案件及びその他重要な業務執行事項の審議、決議を行っております。

取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務については、「業務分掌規程」及び「役職規程」に基づいて責任者を明確にし、その執行については「決裁権限規程」、「稟議規程」に則り適切な協議、決議を経たうえで実施しております。

また、社内規程についても体系的な整備を行い、法令等の改正を踏まえ定期的に見直し、新規制定や改訂等を実施しております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団における重要な業務執行においては、「関係会社管理規程」に則り、管掌部署であるコーポレート本部、製造本部及び営業・マーケティング本部が管理の実務を担当し、子会社に役職員を派遣させることに加え、事前の報告・承認体制を整えております。

また、「決裁権限規程」に則り、該当する重要事項については取締役会に報告しております。監査室は監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役、監査役に直接報告しております。

子会社の取締役あるいは監査役については、「決裁権限規程」に則り、決裁手続きを経て選任しております。なお、当社監査役の関係会社取締役兼任の実績はございません。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフは監査室の従業員から任命され、現在2名が監査役スタッフ業務と内部監査業務を兼任しております。監査役スタッフに関する業務は、常勤監査役の指示に従い業務を遂行しております。

監査役スタッフ業務に関する評価は監査役が行い、監査役スタッフの人事異動等については監査役会の同意を得たうえで実施しております。

7. 当社及びその子会社の取締役、使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

決裁を受けた稟議書は監査役に回覧され、監査役が必要と認めた場合は役職員に説明を求めて妥当性を確認しており、定期的に取り締役、執行役員及び部長職の業務監査を実施し、課題等について代表取締役との定期会合において情報を共有しております。

また、子会社に対する監査も定期的の実施し、検出された経営上の課題等について取締役へ伝達し、改善の方向性を提言しております。

「コンプライアンス規程」では監査役も内部通報窓口の一つとして定めており、役職員からの情報が監査役に提供できる体制を構築しております。

「就業規則」及び「コンプライアンス規程」において、当社及び子会社の従業員に対し、監査役監査の実効性確保のために必要な事項については、ただちに監査役に報告しなければならないこと、及び会社は通報者に対し監査役への情報提供を理由とした不利益な扱いをしてはならないことを定めております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会の経費予算は、年間活動計画とともに常勤監査役が策定し、監査役会の承認を経て会社予算に含めて計上され会社が負担しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、監査役の立場から意見を述べております。会社として対処すべき課題等を監査役会で協議し、常勤監査役と取締役社長との定期的な会合において情報を共有しております。

また、社外監査役を含む監査役会と代表取締役との会合は年2回実施し、相互の認識を深めております。監査役は、会計監査人とは定期的に、また、監査室とは四半期に1度定期連絡会を実施しております。

その他必要に応じ適宜会計監査人及び監査室と情報交換を行い情報の共有を図っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	24,346	流動負債	7,914
現金及び預金	8,634	買掛金	4,306
受取手形及び売掛金	7,367	未払金	2,606
電子記録債権	1,334	未払法人税等	395
有価証券	917	賞与引当金	386
商品及び製品	2,612	その他	219
仕掛品	943	固定負債	2,814
原材料及び貯蔵品	2,307	リース債務	690
その他	229	繰延税金負債	1,559
貸倒引当金	△1	環境対策引当金	5
固定資産	36,664	固定資産撤去引当金	22
有形固定資産	20,436	退職給付に係る負債	99
建物及び構築物	5,904	その他	437
機械装置及び運搬具	2,929	負債合計	10,729
土地	7,974	純資産の部	
リース資産	707	株主資本	43,835
建設仮勘定	2,524	資本金	5,000
その他	396	資本剰余金	25,647
無形固定資産	140	利益剰余金	19,413
ソフトウェア	128	自己株式	△6,225
その他	12	その他の包括利益累計額	4,695
投資その他の資産	16,086	その他有価証券評価差額金	3,979
投資有価証券	14,303	為替換算調整勘定	555
退職給付に係る資産	375	退職給付に係る調整累計額	160
繰延税金資産	43	非支配株主持分	1,750
その他	1,446	純資産合計	50,281
貸倒引当金	△82	負債・純資産合計	61,010
資産合計	61,010		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日～2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上高		30,310
売上原価		23,432
売上総利益		6,877
販売費及び一般管理費		4,148
営業利益		2,729
営業外収益		456
受取利息及び配当金	274	
為替差益	74	
その他	107	
営業外費用		24
支払利息	13	
その他	10	
経常利益		3,162
特別利益		104
訴訟関連収入	100	
その他	3	
特別損失		303
固定資産処分損	83	
減損損失	199	
その他	19	
税金等調整前当期純利益		2,962
法人税、住民税及び事業税	558	
法人税等調整額	212	770
当期純利益		2,192
非支配株主に帰属する当期純利益		151
親会社株主に帰属する当期純利益		2,040

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日～2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	25,647	17,969	△6,229	42,386
当期変動額					
剰余金の配当			△596		△596
親会社株主に帰属する当期純利益			2,040		2,040
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△0		6	6
当期変動額合計	－	△0	1,444	4	1,448
当期末残高	5,000	25,647	19,413	△6,225	43,835

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	
当期首残高	1,759	319	94	1,547
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,220	235	65	203
当期変動額合計	2,220	235	65	203
当期末残高	3,979	555	160	1,750

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称

Thai GCI Resitop Company Limited、株式会社ビッグトレーディング、India GCI Resitop Private Limited、東北ユーロイド工業株式会社、American GCI Resitop, Inc.

非連結子会社の名称

KYNOL EUROPA GmbH

連結の範囲から除いた理由

小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

該当ありません。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社

KYNOL EUROPA GmbH

関連会社

群栄興産株式会社

持分法を適用していない理由

いずれも小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、以下の方法によっております。

建物（建物附属設備は除く）

a 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定額法

b 2007年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物附属設備及び構築物

a 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

b 2007年4月1日以降から2016年3月31日以前に取得したもの

定率法

c 2016年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物、建物附属設備及び構築物以外

a 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

b 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

一部国内連結子会社及び在外連結子会社については、主として見積り耐用年数による定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、耐用年数については、のれんは5年、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 環境対策引当金

P C B使用電気機器の処理支出に備えるため、処理見込額を計上しております。

④ 固定資産撤去引当金

固定資産の撤去支出に備えるため、処理見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち Thai GCI Resitop Company Limited 及び American GCI Resitop, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における主な履行義務の内容

化学品事業及び食品事業の主な財又はサービスの種類は、それぞれ化学品（合成樹脂及び高機能繊維等）及び食品（澱粉糖類等）であります。

(2) 当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

商品及び製品等の販売については、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものと判断していることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

[表示方法の変更に関する注記]

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「為替差益」（前連結会計年度23百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 食品事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額（食品製造設備等の資産グループ）

減損損失	199百万円
------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業区分を基に、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な支出の把握がなされるものを最小単位として資産のグルーピングを行っております。資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しており、減損の兆候を認識した場合には、資産グループが生み出す割引前将来キャッシュ・フローを見積り、帳簿価額と比較して減損損失の要否を判定しております。

食品事業において減損の兆候を認識しており、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を下回ったため、減損損失を計上しております。その際の回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、主として経営者によって承認された、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としており、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。

今後、前提とした環境等の変化により、当初想定した収益が見込めなくなった場合には、追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	43百万円
繰延税金負債	1,559百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の合理的な課税所得の見積額に基づき、回収可能性が認められる額を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、主として経営者によって承認された、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

今後、前提とした環境等の変化により、課税所得の見積りが変化した場合、繰延税金資産の回収可能性が異なる結果となり、税金費用が増加もしくは減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるため、当該見積りは重要なものであると判断しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 52,910百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
2. 受取手形及び売掛金、電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|--------|----------|
| 受取手形 | 256百万円 |
| 売掛金 | 7,110百万円 |
| 電子記録債権 | 1,334百万円 |

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 8,998,308株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	298	45.00	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	298	45.00	2023年9月30日	2023年12月4日
計		596			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金総額 364百万円
② 1株当たり配当額 55円00銭
③ 基準日 2024年3月31日
④ 効力発生日 2024年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、各事業を行うための設備投資計画に照らして、銀行借入を主として必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

リース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で20年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を適宜モニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

その他有価証券における債券は、余剰資金運用基準に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を一定の水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	15,126	15,126	—
資産 計	15,126	15,126	—

(注1) 有価証券に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券はありません。また、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は0百万円であり、売却益の合計額は0百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの			
(1) 株式	2,547	8,109	5,562
(2) 債券			
その他	199	219	19
小計	2,747	8,329	5,582
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの			
(1) 債券			
① 社債	4,112	4,077	△35
② その他	2,150	2,120	△30
(2) その他	599	599	△0
小計	6,862	6,797	△65
合計	9,609	15,126	5,516

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	94
合計	94

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	900	2,750	1,600	1,300
合計	900	2,750	1,600	1,300

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券				
株式	8,109	—	—	8,109
社債	—	4,077	—	4,077
その他	117	2,821	—	2,939
資産計	8,227	6,898	—	15,126

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、群馬県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業用地や賃貸住宅等を所有しております。なお、賃貸住宅の一部については、当社従業員のための福利厚生施設（社宅）として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び連結決算日における時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
賃貸等不動産	1,158	2,364
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	168	257

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

[収益認識に関する注記]

1. 収益の分解

当社グループは、化学品事業、食品事業及び不動産活用業を営んでおり、各事業の売上高は化学品事業が24,796百万円、食品事業が5,265百万円及び不動産活用業が247百万円であります。このうち、顧客との契約から生じる収益は、化学品事業及び食品事業の売上であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

化学品事業及び食品事業の主な財又はサービスの種類は、それぞれ化学品（合成樹脂及び高機能繊維等）及び食品（澱粉糖類等）であります。これら商品及び製品等の販売については、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものと判断していることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額	7,320円51銭
1 株当たり当期純利益	307円83銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途（場所）	種 類	金額（百万円）
食品製造設備等 （群馬県高崎市）	建物及び構築物	13
	機械装置	181
	建設仮勘定	2
	その他	2
	合 計	199

当社グループは事業の関連性によりグルーピングしております。

食品事業の収益性が低下したこと等により、食品製造設備等の資産グループは、当連結会計年度において減損損失を199百万円計上しております。減損の兆候があると判定された資産グループについて減損損失の認識の判定を実施しており、その際の回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

使用価値の見積りにおける重要な仮定は、主として経営者によって承認された、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画等を基礎とする将来キャッシュ・フローの見積りであります。

今後、前提とした環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りが異なる結果となり、減損損失が増加もしくは減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）各注記の記載金額は、すべて百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	20,064
現金及び預金	5,992
受取手形	256
電子記録債権	1,334
売掛金	6,288
有価証券	917
商品及び製品	2,212
仕掛品	932
原材料及び貯蔵品	1,772
その他	355
貸倒引当金	△0
固定資産	35,445
有形固定資産	17,963
建物	4,643
構築物	647
機械及び装置	2,128
車輛運搬具	18
工具・器具・備品	312
土地	7,651
リース資産	37
建設仮勘定	2,524
無形固定資産	125
その他	125
投資その他の資産	17,355
投資有価証券	14,218
関係会社株式	1,558
長期貸付金	147
前払年金費用	137
その他	1,374
貸倒引当金	△82
資産合計	55,509

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	7,149
買掛金	3,777
未払金	2,531
未払法人税等	370
賞与引当金	372
その他	97
固定負債	1,767
繰延税金負債	1,373
その他	394
負債合計	8,917
純資産の部	
株主資本	42,622
資本金	5,000
資本剰余金	25,688
資本準備金	7,927
その他資本剰余金	17,760
利益剰余金	18,159
その他利益剰余金	18,159
繰越利益剰余金	18,159
自己株式	△6,225
評価・換算差額等	3,970
その他有価証券評価差額金	3,970
純資産合計	46,592
負債・純資産合計	55,509

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日～2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上高		25,376
売上原価		19,482
売上総利益		5,893
販売費及び一般管理費		3,598
営業利益		2,294
営業外収益		550
受取利息及び配当金	379	
為替差益	68	
その他	102	
営業外費用		10
その他	10	
経常利益		2,834
特別利益		103
訴訟関連収入	100	
その他	3	
特別損失		379
固定資産処分損	82	
減損損失	199	
関係会社株式評価損	97	
税引前当期純利益		2,558
法人税、住民税及び事業税	519	
法人税等調整額	181	701
当期純利益		1,857

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日～2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金
				繰越利益剰余金
当期首残高	5,000	7,927	17,760	16,898
当期変動額				
剰余金の配当				△596
当期純利益				1,857
自己株式の処分			△0	
当期変動額合計	－	－	△0	1,260
当期末残高	5,000	7,927	17,760	18,159

	株 主 資 本		評価・換算差額等
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
当期首残高	△6,229	41,357	1,750
当期変動額			
剰余金の配当		△596	
当期純利益		1,857	
自己株式の取得	△2	△2	
自己株式の処分	6	6	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,219
当期変動額合計	4	1,265	2,219
当期末残高	△6,225	42,622	3,970

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ① 商品・製品・原材料・仕掛品

月別総平均法

- ② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定額法

② 2007年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物附属設備及び構築物

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

② 2007年4月1日以降から2016年3月31日以前に取得したもの 定率法

③ 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物、建物附属設備及び構築物以外

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

② 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、のれんは5年、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度の末日において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合は、前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

化学品事業及び食品事業の主な財又はサービスの種類は、それぞれ化学品（合成樹脂及び高機能繊維等）及び食品（澱粉糖類等）であります。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

商品及び製品等の販売については、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものと判断していることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

[表示方法の変更に関する注記]

損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「為替差益」（前事業年度26百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 食品事業における固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額（食品製造設備等の資産グループ）

減損損失 199百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 1,373百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,647百万円
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

金銭債権	675百万円
金銭債務	211百万円
3. 取締役等に対する金銭債務は次のとおりであります。

金銭債務	244百万円
------	--------

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
売上高	473百万円
仕入高	1,413百万円
営業取引以外の取引高	186百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,368,906株
------	------------

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失否認額	561百万円
投資有価証券評価損否認額	154
関係会社評価損否認額	152
賞与引当金否認額	113
棚卸資産評価損否認額	84
未払役員退職慰労金否認額	49
未払事業税否認額	41
貸倒引当金繰入否認額	25
役員賞与引当金否認額	24
その他	78

繰延税金資産小計	1,285
----------	-------

評価性引当額	940
--------	-----

繰延税金資産合計	345
----------	-----

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,522百万円
投資有価証券評価益否認額	129
前払年金費用	42
その他	23

繰延税金負債合計	1,718
----------	-------

繰延税金負債の純額	1,373
-----------	-------

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Thai GCI Resitop Company Limited	所有 直接 60.2%	製造権、販売 権の許諾 役員の兼任	ロイヤルティ の受入 (注)	176	売掛金	231

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件については、工場渡し価格に対し、料率を每期交渉のうえ決定しております。

[収益認識に関する注記]

収益認識については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	7,028円15銭
1株当たり当期純利益	280円20銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 各注記の記載金額は、すべて百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

群栄化学工業株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、群栄化学工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、群栄化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

群栄化学工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、群栄化学工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更に、会計監査人との意思疎通や情報共有を高度化することにより、「監査上の主要な検討事項」を含め、会計上のリスクの識別や見積りの相当性等について当該事業年度を通して議論し、意見の交換を実施しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

群栄化学工業株式会社

監査役会

常勤監査役	笠	原	勲	㊟
社外監査役	二	宮	茂明	㊟
社外監査役	大	西	勉	㊟

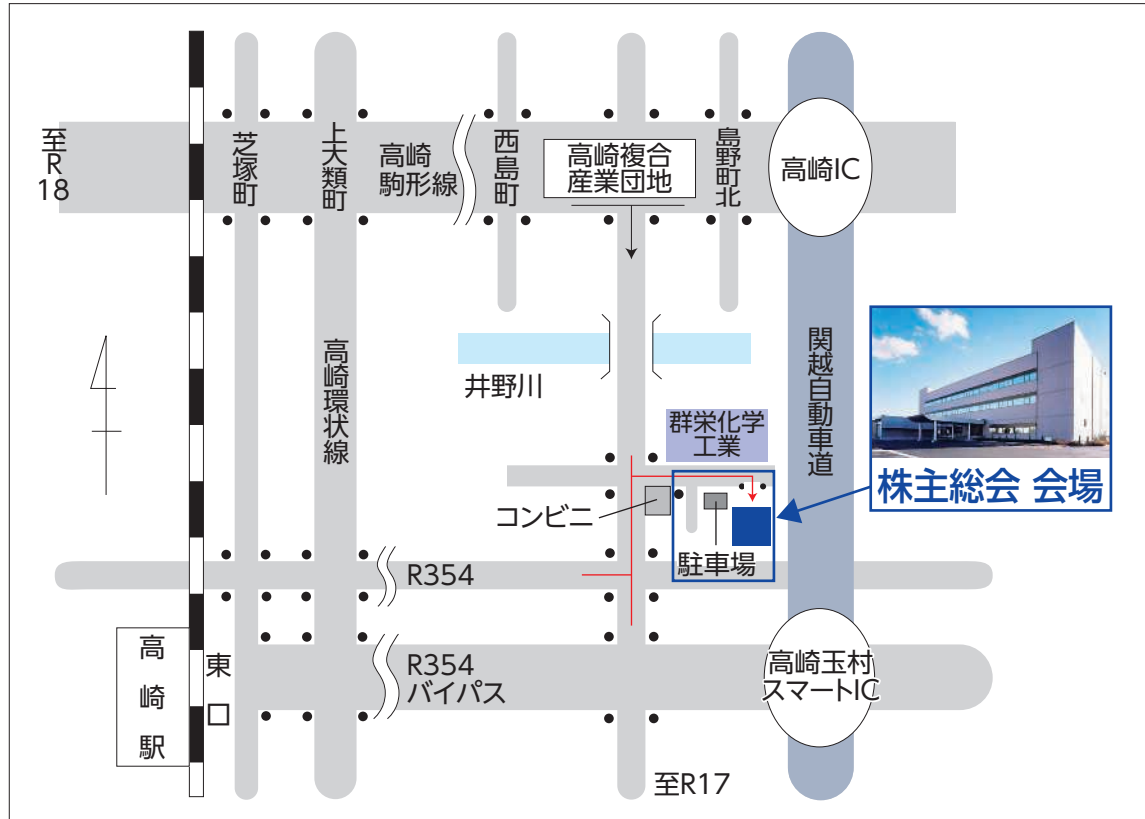
以 上

株主総会会場ご案内図

◎ 会 場 群馬県高崎市宿大類町700番地
群栄化学工業株式会社 大会議室
TEL 027-353-1818(代表)



◎ 交 通 高崎駅（東口）からタクシー15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

